

香港における並行輸入と知的財産権の問題

Vivien Chan & Co.

Vivien Chan



Vivien Chan & Co.は1985年に香港に設立された総合法律事務所であり、1993年に北京にもオフィスを開業している。Vivien Chan氏はシニア・パートナー弁護士であり、香港における著名な弁護士の一人である。知的財産権関連以外にも、様々なリーガルサービスを提供している。

香港における並行輸入と知的財産権の問題を概観する。著作権の場合、並行輸入は一定の条件を満たさない限り、著作権侵害となる。著作権侵害となる並行輸入を行った者は、香港著作権条例に基づき、民事責任を問われるほか、刑事罰として罰金および懲役が科される。著作権侵害のほか、商標権侵害、詐称通用、虚偽製品表示や安全基準違反、ライセンス契約違反が問題となる場合もある。

(1)著作権と並行輸入

○並行輸入品は「侵害複製物」にあたるか？

著作権条例において、「並行輸入」という用語は「侵害複製物」の定義には出てこない。しかし、著作権条例第35条(3)によれば、「侵害複製物」には、下記条件に合致する場合、付带的作品の複製物以外の作品の複製物が含まれる。

- (a) 香港へ輸入されたか、または輸入の申し出があったこと
- (b) 香港における作成行為が、問題となる作品の著作権侵害、またはその作品に関する専用実施権の違反にあたること

ここで言う「作品」とは、著作権で保護されるあらゆる作品、すなわち言語（コンピュータプログラムを含む）、演劇、音楽または美術の著作物、録音物、映像、放送、または有線プログラム、ならびに刊行物編集の版面を含む。また、「専用実施権」とは、実施権の許諾を受けた実施権者のみが許諾対象の著作権を実施でき、著作権者を含むその他の者は当該著作権を実施できないことをいう。

したがって、あらゆる著作権保護作品の並行輸入も、下記の何れかの状況に該当しない限り、侵害複製物とみなされる。

- (a) 著作権者が、香港その他の場所において、著作物を含む製品を作成するための専用実施権者を誰も指定していない場合
- (b) 著作権者が、香港および当該製品を作成した場所の双方において、当該製品を作成する同一の専用実施権者を指定している場合

例えば、Xがある書籍の著作権者であり、その書籍を香港および日本で出版および販売する。Xは何れの場所でも実施権者を指定していない。Xの書籍が香港から日本へ輸入された場合、当該書籍は「侵害コピー」とはみなされない。なぜなら、香港における当該書籍のあらゆる出版がXにより行われ、Xによるそのような出版は、当該書物の「著作権侵害にならない」ためである。同様に、Xが双方の場所における書籍の出版と販売のために単独の専用実施権者を指定した場合、当該専用実施権者による香港での書籍出版は、専用実施権者が香港での出版権を有しているため、専用実施権の違反にならない。反対に、Xが香港と日本のそれぞれにおいて異なる専用実施権者を指定した場合、日本から香港への販売目的での書籍輸入は著作権侵害となる。

なお、著作権条例第35条(3)には、例外規定が存在し、「付带的作品」の複製は侵害複製物にはあたらない。著作権条例第35条(8)によれば、「付带的作品」とは、下記の何れかに含まれるまたは下記の何れかから構成される作品をいう。

- (a) 物品またはその包装材または容器に添付されるかまたはこれらの上に表示されたラベル
- (b) 物品の包装材または容器
- (c) 販売のためにその物品に付随して提供された、説明用音声録音または音声動画、説明書、保証書あるいはその他の情報

ただし、侵害複製物にはあたらずとも作品の経済的価値が、物品の価格を決定する主要な要素ではないことを条件とするものである。

コンピュータプログラム自身のコピーは、著作権条例第35条Aによる侵害複製物から除外される。

○並行輸入に対する対抗手段

並行輸入が「侵害複製物」とみなされる状況においては、著作権者は、以下に説明する民事的救済または刑事的救済を受ける権利を有する。

民事的救済

著作権条例第30条および31条によると、著作権者の利用許諾なしに作品複製物に関して下記何れかの行為を行った者は、当該複製物が侵害物であると知っているかまたは当該複製物が侵害物であると信じる合理的な理由を有する場合、当該作品の著作権侵害となる。

- (a) 自らの私的使用以外を目的とした香港への輸入
- (b) なんらかの取引または事業目的のためのまたはその過程での所有
- (c) 販売もしくは貸借、または販売もしくは貸借のための提供もしくは展示
- (d) 公の展示または、何らかの取引または事業目的のためのもしくはその過程での頒布
- (e) 著作権者に有害な影響を及ぼすことになる頒布

このように、輸入行為とは別に、並行輸入に関係する上記の行為もまた侵害となるが、私的使用のための輸入や並行輸入は侵害とならない。

侵害された場合、著作権者および専用実施権者は、差止、損害賠償および、または不当利得の返還を求め、侵害者を訴えることができる。その際、原告は、侵害者が「問題の複製物が侵害物であることを知っているかまたは当該複製物が侵害物であると信じる合理的な理由を有する」ことを立証しなければならない。侵害者とされた側は、香港へ輸入されたか輸入される予定の作品複製物が侵害物ではないことを十分に確認したか、侵害物でないとは信じる合理的な理由を有していたこと、また、侵害の可能性を合理的に疑わせるような他の状況がないことを立証することにより、著作権条例第30条および第31条にかかる抗弁を定める著作権条例第36条第1項に基づき反論することができる。

刑事的救済

著作権条例第 118 条に従い、上記 5 つの侵害行為の何れかを権利者の許諾なしに行った者は著作権違反したものと見なされる。

しかし、著作権条例第 54 条(4)に基づき、以下の作品複製物は、刑事罰規定に定める「侵害物」には含まれない。

- (a) その作成場所において合法的に作成されたもの
- (b) 香港または何れかの場所における最初の公開日の 15 ヶ月以上経過後に香港へ輸入されたかまたは輸入の申し出がされたもの
- (c) 香港でのその作成が作品の著作権侵害あるいはその作品に関する専用実施権の違反を構成していたか、または(a)と(b)の両方を充足する付帯的作品の複製物であって、香港へ輸入されたか輸入の申し出がされたもの

したがって、香港への作品複製物の輸入が、作品の公開日後 15 ヶ月経過する前に行われている場合、当該複製物は刑事罰規定に定める「侵害物」とは見なされないが、輸入者は依然として民事責任を負うこととなる。

著作権侵害として起訴された場合、被告は、民事訴訟において抗弁する場合と同様の事項を立証することにより、「問題となっている複製物が侵害物であるとは知らなかったし、侵害物であると信じる合理的な理由を有していなかった」と主張することができる。しかし、著作権者が不当な行為をなしたとの主張は、刑事罰を回避するための抗弁とはならない。

著作権条例第 119 条に従い、有罪が確定した侵害者に対しては、各侵害物について 50,000 香港ドル以下の罰金および 4 年以下の懲役が課される。

(2)商標と並行輸入

商標条例第 20 条によると、権利者によりまたは権利者の同意を得て、登録商標に基づき世界の何れかの場所で市場に出された商品にかかる当該商標の使用は、①商品が市場に出された後にその状態が変更または損なわれた場合、または②それら

商品に関する商標の使用が、当該商標の識別性や評判を害する場合、のいずれかに該当しない限り商標権侵害にはあたらない。

すなわち、並行輸入品が正規輸入品と同じ条件のものであり、並行輸入における商標の使用が、当該商標の識別性評判を害しない場合、並行輸入品における当該商標の使用は認められる。

(3) 詐称通用と並行輸入

詐称通用は、消費者に混同を生じさせたり、生じさせる恐れがあったりする他人の商品または役務にかかる標識を虚偽表示から、当該標識の所有者の事業上ののれんおよび名声を保護する。並行輸入業者が、自らの商品を正規ディーラーにより承認された商品であると虚偽の表示を行った場合、詐称通用に基づく責任を問われる。

(4) 虚偽表示および品質管理と並行輸入

並行輸入品はまた、輸入国での品質管理基準や安全基準に従うことになる。商品の性質により、適用される条例が異なる。例えば、薬品や医薬品には登録と使用を規定する薬物毒物条例が、食品ラベルには記載内容を定めた食品薬物（成分組成および表示）条例がそれぞれ適用される。さらに、自らの商品を正規ディーラーにより承認された商品であると虚偽の表示を行った並行輸入業者は、詐称通用に基づく責任に加えて、商品表示条例に基づく虚偽商品表示の罪を問われる。

(5) ライセンス契約違反と並行輸入

並行輸入を発見した場合、知的財産権者は並行輸入品の出所について販売の流れを調べる必要がある。この調査により、並行輸入に関するさらなる情報を入手することができ、その結果、実施権者や小売店がライセンス契約に違反して無断で商品を流通させていることが判明した場合、並行輸入品の出所国において別途の法的手段を講じることができる。

■ 参考情報

- ・ 香港著作権条例 第 30 条、第 31 条、第 35 条、第 54 条、第 118 条、第 119 条
- ・ 香港商標条例 第 20 条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)